

平成 23 年 度

町政執行方針

弟子屈町

平成23年町議会第1回定例会が開催され、新年度の各会計予算案をはじめ諸案件を提案し、ご審議をいただくにあたり、町政執行に対する基本方針と主要な施策の概要を申し上げさせていただきますので、町議会並びに町民皆様のご理解とご協力を賜われますようお願い申し上げます。

私は、町民皆様の負託をいただき、10年間、町政をお預かりしておりますが、国内情勢に目を向けますとその間、首相は7回変わり、現政権下も昨年7月の参議院議員通常選挙では、与党が過半数割れとなる、いわゆる「衆参ねじれ国会」となるなど、国政を取り巻く状況は極めて混迷しております。

経済情勢も「緩やかながら引き続き持ち直している」との見方もありますが、雇用については依然厳しい状況であり、個人消費についても同様であります。

一方で国際社会に目を転じてみますと、今や世界第2位の経済大国となった中国をはじめ、インドやブラジルなど、いわゆる新興国の台頭は少なからず本町経済に影響を与えております。基幹産業であります農業や観光の連携を図りつつ誘客対策や特産品の販路の拡大など、先を見据えた取り組みが求められているのも事実であります。

さて本町経済は、全国的に長引く不況や景気の低迷により引き続き厳しい状況ではありますが、国の緊急雇用対策や交付金事業など町にとって有益な制度を活用しながら、町内経済の活性化と町民の雇用・収入の確保を図ってきたところでもあります。

未だ内外に諸問題を抱えており、好転の兆しが見出せない状況ではありますが、定住自立圏による生活レベルの向上のほか、観光圏事業や7月にリニューアルオープンする道の駅など新たな観光振興策や農業経営の安定化策による、地域経済の発展に向け鋭意努力していく考えであります。

24年度には、第5次弟子屈町総合計画が施行されます。これまで同様、財政の健全化に向けた取り組みはもとより、福祉政策、更には環境と地域社会の共生による産業の創出や拡大などに心血を注ぎ、町民皆様のご意向をしっかりと受け止め、未来に向かって投資し、ご評価いただけるよう全力で取り組んでまいり所存でございます。

以上のことを踏まえ、町政執行の基本方針と施策を項目ごとに分けて申し上げます。

最初に『一人ひとりの暮らしの質を高める』まちづくり『町民生活』についてであります。

時として、甚大な被害をもたらす災害から、町民の生命や財産を守るため、弟子屈中学校の改築など、新たな防災拠点の整備を22年度より実施しているところであります。23年度におきましても引き続き、緊急避難地の整備・給食センターの改築工事など、弟子屈地域防災拠点の整備を行い、災害に強いまちづくりを推進してまいります。

高齢者、若者そして、中・高校生など年齢を問わず被害に遭う悪質商法や巧妙化した振り込め詐欺、また、身に覚えのない携帯電話サイトの不当請求などが多発しております。今後とも、弟子屈消費者協会を中心に、各関係機関・団体との連携を強化するとともに、各種集会及び街頭啓発等を実施し被害を未然に食い止めるための運動を展開してまいります。

交通安全活動につきましては、昨年死亡事故が町内で発生し、連続死亡事故ゼロの記録も852日でストップしたところではありますが、町民一人ひとりの交通安全意識の高揚を更に図り、交通事故抑止に努めてまいります。

犯罪発生率は減少の傾向にありますが、各方面と連携を密にしながら、町民の願いである安全で安心な弟子屈町を目指し、防犯活動を積極的に推進してまいります。

次に保健・福祉・医療政策であります。急速な少子高齢化の進行の中、町民の皆様が健康で安心して暮らせる社会づくりを目指してまいります。

保健事業につきましては、生活習慣病対策として特定健診胃・肺・大腸がん、子宮・乳がん検診等の受診啓蒙活動に努めておりますが、特に働き盛りの年代層の受診率向上を図ってまいります。また、各種の保健指導や健康教室の充実のほか、低所得者等には新型を含めたインフルエンザワクチンの予防接種に助成してまいります。

母子保健につきましては、安心して出産・育児ができるように引き続き妊婦健診の助成を実施するとともに、相談・訪問支援、マタニティ教室の充実に努めてまいります。合わせて近年問題視されておりますドメスティックバイオレンス対策につきましても、関係機関と連携を図りながら被害者保護と支援を行ってまいります。

全国的に頻発している児童の虐待防止のため、乳児家庭の

全戸訪問事業の継続や養育支援事業の促進、また、中学校や高校とも連携しながら、思春期を迎える子ども達に対する保健教育に努めてまいります。

更に、子どもや女性を感染症から守るため子宮頸がん、ヒブ、小児用肺炎球菌ワクチンの接種費用を全額公費で負担してまいります。

次に高齢者支援であります。未開の大地を開墾し、現在の本町の礎を築き上げた高齢者の尊厳を保持し、住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、各種サービスを一体的に提供できるシステムを検討し、さらに介護予防のため高齢者の把握調査を引き続き実施してまいります。

また、高齢者が要介護状態にならないよう、そして重症化を防止する観点からも、「地域包括支援センター」を中心に関係機関と連携を図りながら適切な支援を行うとともに、これまで同様、健康維持の予防事業を引き続き推進してまいります。

障がい者福祉につきましては、昨年成立致しました障害者自立支援法の改正等に基づき、各種サービスの利用促進を図りながら、自立に向けた支援活動を実施してまいります。ま

た、民間によるグループホームやケアホームの整備を促進するとともに、相談支援事業を充実させ、障がいのある方が安心して暮らせる社会づくりを進めてまいります。

医療関係につきましては、健康づくりの推進により医療費の抑制を図るとともにドクターヘリを活用した救急医療体制の維持、公的病院でもある摩周厚生病院の運営に対する補助を継続して行ってまいります。また、厚生病院での人工透析は待機者も多いことから、透析機の増設に対し助成を行ってまいります。

23年度は、「第5期介護保険事業計画」及び「第3期弟子屈町障がい福祉計画」のそれぞれ3カ年計画の策定年度にあたります。これまでの計画の評価・分析を行い町の総合計画との整合性を図りながら策定してまいります。

また、施設の老朽化に加え入所希望者が増加している、老人ホームの改築に向けての取り組みを進めてまいります。

町立保育園におきましても、以前から実施している週1回の開放事業を継続してまいります。更に、幼稚園・小学校と連携をしながら、安心できる保育を提供いたします。

また、児童に関わる各施設の機能を十分に活かし、保護者や関係機関と連携を密にしながら子育てに優しい環境づくりを推進してまいります。

2つ目に『未来へ投資する』まちづくり『教育・文化』についてであります。

今日の社会は、少子高齢化の一層の進行、人口の減少、先行き不透明な経済情勢など、教育を取り巻く環境が大きく変化しております。このことを踏まえ、学校、家庭、地域社会との連携を一層深めながら、町民が心豊かに学ぶことができる教育諸条件や教育環境の整備を推進してまいります。

学校教育につきましては、特に、生活に困窮している児童生徒の家庭に対する就学援助制度の認定基準を緩和し、対象家庭の範囲を広げてまいります。

昨年度来、町民皆様の意見や支援を頂戴しながら「弟子屈中学校及び給食センターの改築事業」に取り組んできたところであります。23年度は、給食センターの工事に着工し年末までの完成を目指してまいります。

また、北海道立弟子屈高等学校の存続につきましては、今

後とも北海道教育委員会の動向を見ながら、町民の皆様と連携し、現状のままで存続できるよう働きかけを行ってまいります。

町民の皆様が生涯に亘り学び続けることができる施策の展開が必要であります。町民のニーズに即した学習機会の提供を弟子屈町生涯学習推進本部の機能を十分に高めながら、積極的に進めてまいります。

芸術・文化につきましては、これまで培われてきた活動を継承発展させることはもちろんのこと、町民各層の主体的な取り組みに対しても引き続き支援してまいります。

更に、図書館機能の充実を図る上から学校図書と相互に有効利用できるシステムの構築に努めてまいります。

文化財につきましては、その重要性を認識し、引き続き支援してまいります。

スポーツにつきましては、特に子どもたちの活躍が目覚しく、私たち町民にとりましても誇りであります。23年度も全道・全国大会出場者への支援の拡大を図るとともに、各年代に合わせた教室の開催などスポーツ環境の充実に努めてまいります。

3つ目に『日常の生活を稼ぎにつなげる』まちづくり『産業振興』についてであります。

本町の農業は、広大な土地資源などを背景に、地域の特性を生かしながら、専門的な農家が大規模な土地利用型農業を主体に、基幹産業として発展してまいりました。

しかしながら、政府が交渉への参加検討をしております環太平洋連携協定（TPP）により、関税が例外なく撤廃された場合、本町の農業は壊滅的な事態となり、農業生産の継続が困難になるほか、農業や他の関連産業にも甚大な影響を受けるものであります。このような TPP 交渉への参加につきましては、断固反対であり、政府は、まず農業の体質強化の具体的な施策や農業者が将来に希望を持てる確実な将来像を示すべきであると考えています。

本町における農業の現状についてであります。昨年の高湿多雨により馬鈴しょ、てん菜、小麦などの品質低下や病害虫の発生による減収、酪農においては、猛暑による生乳の減産など大きな被害が発生したところであります。このような中、本町としては、農協等と連携し農業経営の維持・安定を図るため継続的な基盤整備、担い手や後継者問題などに対し

積極的に対応することが求められております。特に、専任の後継者相談員を配置し農業実習生の受入体制の整備を図ってまいります。

酪農・畜産につきましては、輸入飼料価格が依然高止まり状態であることから、より一層、耕畜連携を図り、畑作から飼料を供給するなど域内自給飼料の確保に向けた取り組みを推進してまいります。合わせて本格的な育成牛の周年預託事業の検討も進めてまいります。このほか昨年、宮崎県で発生し甚大な被害をもたらした口蹄疫など家畜伝染病の防疫について、国、道の指導のもと、侵入防止の徹底や疾病のまん延防止に努めてまいります。近年問題視されております、家畜ふん尿の臭気対策につきましては、引き続き散布方法の検討など臭気低減に向け取り組んでまいります。

畑作につきましては、新たに「戸別所得補償制度」が導入されることから、この制度により食料自給率の向上や農業者の所得安定が図られるとともに、この制度の継続性が保たれるよう強く要望してまいります。また、飼料作物などによる経営形態の見直しや輪作体系の確立、摩周メロン、摩周そばなどのブランド化の推進と合わせ、長年の懸案であった観光業

と結びついた地産地消型作物の奨励を図る一方で、環境に配慮した土づくりなどを引き続き行ってまいります。

また、草地改良や農道整備などの土地改良事業や新たにスタートした第3期中山間地域等直接支払制度の継続実施による持続的な発展、更には、大きな課題である農業就業者の高齢化や後継者の確保については、営農のサポート体制の強化などを含め、今後とも本町の農業を守るため、集団化や法人化も視野に入れた施策を展開してまいります。

森林・林業では、森林の恩恵が将来にわたって享受されるよう中長期的な視点に立った森づくりを推進してまいります。また、昨年に引き続き国の基金事業であります「森林整備加速化・林業再生事業」を活用した林内作業道整備や新たな林業専用道の開設に向けた調査を実施してまいります。このほか、地域材の利用促進や拡大にも努めてまいります。

屈斜路湖の魚類資源につきましては、引き続き遊漁巡視員を配置し、事故防止はもとより釣りに関するルールやマナーの周知、啓蒙に努めてまいります。また、この資源の適正管理や地域振興策などについて、関係機関、団体等と共に引き続き取り組んでまいります。

次に、観光産業につきましては、町の基幹産業として、これまでも多くの雇用を生み出してきました。しかし、人口減少社会になって久しい昨今、全国からの集客を求める本町にとって、その影響は計り知れず、特に消費を引っ張る現役世代の極端な減少は、旅行の多様化などと相俟って、観光客の入込み数と宿泊者数の減少という形で現れております。町の発展には観光の活性化が必要であり、そのためには、地域の魅力を最大限に活かしていくことが重要であります。豊かな温泉や優れた自然景観、安全安心な食材など貴重な観光資源を保全、育成しつつ適切に活用していくことと、町並み景観に配慮した花いっぱい運動を展開するなど観光客を温かく迎え入れる「おもてなしの心」の醸成に地域住民と一体となって取り組んでまいります。

町や観光関連組織・団体、関係機関などで構成する「てしかがえこまち推進協議会」が設立され、3年が経過いたしました。「誰もが自慢し、誰もが誇れる町」をつくることを目的とし、引き続き各種観光施策の立案と具現化に向けた取り組みを進めてまいります。

また、昨年から実施しております「町民宿泊促進支援事業」

は、多くの町民の皆様から喜ばれており、対象範囲の拡大など内容の充実を図ってまいります。更に、釧路市をはじめ近隣市町村との連携を強化し、誰からも選ばれる地域、訪れる人も地域に住む人も幸せを感じられる「感幸」を目指し取り組んでまいります。

新しい道の駅につきましては、本年7月のオープンに向け建物の内外部改修を進め、観光情報の拠点施設として整備するとともに、多くの町民が参画できる地場製品のアンテナショップ機能を整備してまいります。また、管理運営体制につきましては、民間主導で行ってまいります。

次に、商工業につきましては、依然として厳しい環境にあります。地元消費の拡大、各種支援制度の活用などにより市街地の活性化及び起業家や創業者などを支援してまいります。また、中小企業基本条例の適切な運用を図るとともに、中小企業者の経営安定のための中小企業振興融資制度や国が進める緊急保証制度の円滑な活用に向け町内金融機関、商工会との連携を強化してまいります。企業誘致につきましては、現在、企業振興促進条例の対象事業所や対象要件など見直し作業中であり、小規模事業者への拡大も視野に入れ、よ

り効果的な制度にしたいと考えております。また、誘致活動には首都圏在住者の協力も検討しており、今まで以上の効果を期待しているところであります。更に、個人住宅建設の際の借入金に対する利子補給制度により、定住促進と地元企業の育成を引き続き図ってまいります。

雇用対策といたしましては、季節労働者等の通年雇用を目指した資格取得支援制度、国が進める緊急雇用創出事業・ふるさと雇用再生事業をはじめ町単独の雇用対策など、観光・農業・環境・福祉分野の雇用創出に努めてまいります。またこれまで人口減少に歯止めをかけ、地域活性化・町内消費の拡大に一定の成果がありました移住・定住化事業につきましては、首都圏や関西圏でのPRや移住ツアーを経験豊かな先輩移住者の協力を得ながら積極的に進めてまいります。

4つ目は『暮らしを支える生活基盤を整える』まちづくりについてであります。

本町の公営住宅は、15年度に作成した「弟子屈町公営住宅ストック総合活用計画」に基づき、町営住宅の建替え事業を進めているところであります。特に川湯敷島団地におきましては、21年度から道内でも先進的な「森林資源活用のユ

「ユニバーサルデザイン」を導入し、高齢者や障がい者、子ども達などが安心して暮らせる居住空間を目指した建替え事業を推進しており、引き続き1棟6戸の建設を行ってまいります

更に、24年度以降予定している泉ヶ丘団地の調査設計にも着手してまいります。

22年度より、公園整備を行っております、旧国立病院跡地「(仮称)摩周温泉公園」は、町民はもとより道の駅を利用する観光客にも利用していただけるよう、近隣の水郷公園や湯の島公園と一体化した活用を考えております。手作りの花壇造成を行い、親水性のある公園として、更に災害時の一時避難場所として多目的な役割を持つ公園として整備を進めてまいります。

地籍調査事業につきましては、24年度の完了を目指し、現在進めている川湯地区の調査事業の継続と今後の指針策定を進めてまいります。

町道整備につきましては、道路維持管理の徹底と冬期除雪の効率化を図りながら、継続道路整備事業として美留和地区の道路改良工事及び川湯跡佐登地区の防雪柵新設工事、朝日地区の舗装工事、新規整備事業として22年度の「きめ細か

な交付金」により実施する川湯敷島4号線の道路改良工事など生活道路整備に努めてまいります。

上水道事業につきましては、老朽管の取替、メーター器の交換など管理体制の整備を進め、安全で安心できる水の提供に努めてまいります。

下水道事業につきましては、引き続き朝日、鈴蘭地区の工事を予定しており、生活環境の整備を進めます。併せて川湯・美留和地区の事業計画の策定に向け基本調査に取り組んでまいります。

廃棄物対策につきましては、これまでもゴミの減量化を図ってきておりますが、今後も更に、資源化を推進し、一層の減量対策に取り組んでまいります。

また、町内自治会などへの環境活動奨励金及び各家庭へのコンポストの購入に対する助成など、引き続き支援してまいります。

町内のバス運行につきましては、高齢者等交通弱者にとって重要な移動手段であり、これらの確保を図るため、現行路線の維持に努めてまいります。

また、自然環境と地域社会の共生を視点に21年度より国

の支援制度を活用して実施してまいりました「摩周・屈斜路環境にやさしい観光交通実証運行」につきましては、最終年度として、観光繁忙期の約3ヶ月に亘り運行を予定しております。運賃体系や路線の見直しを図りつつ、増加傾向にある外国人利用者へのサービスなど、将来の公共交通の在り方も検討してまいります。

更に、北海道大学などと連携を図って進めております環境調査につきましても、継続して行う考えであり、併せて環境学習会を実施し、子どもたちに自然環境の大切さを伝えていく考えでおります。

摩周湖周辺の森林再生事業につきましては、昨年同様ふるさと納税を原資に、町内NPOの植林活動を引き続き支援してまいります。

次に『役立つ知恵袋になる』まちづくり『行財政』についてであります。

町政推進の主役は、町民皆様であることを念頭に、各自治会要望やタウンメールなどで寄せられたご意見を尊重し、町政に反映してまいりますとともに、情報公開をより一層進めてまいります。

町内全域で事業を実施しておりました光ファイバーによるケーブルネットワーク施設の整備が終わり、23年度より超高速インターネット接続サービスの提供による地域間の情報通信環境格差が解消されることになりました。地域産業での活用や移住者、企業誘致対策などさまざまな分野での期待も大きく、更に、23年7月に完全移行されるテレビ放送の地上デジタル化に向けて、光ファイバーを使用した弟子屈町ケーブルテレビの供用も始まり、地上デジタル放送の難視聴地域の解消を図ってまいります。

現在の第4次弟子屈町総合計画は、23年度で終了いたします。22年度より第5次弟子屈町総合計画の策定に向け、審議会やまちづくり町民会議等の意見を踏まえながら作業を進めており、これまでの議論・協議により、まちの将来像や大きな目標を示す「基本方針」についてまとめている段階に進んでおります。今後も広く町民皆様の意見を伺うとともに、民意を最大限反映し、地域の発展と検証可能な計画づくりを目指してまいります。

第6次弟子屈町行政改革大綱につきましては、第5次の実績検証を終えたところであり、新たな3ヶ年の計画策定につ

いて引き続き取り組んでまいります。

道から市町村への権限移譲につきましては、町における自治権の拡大と住民サービスに直接つながるものを積極的に受け入れ、町民皆様の利便性向上を図ってまいります。

また、戸籍の電子化につきましては、24年3月末の供用開始を目標に電子情報処理システムの導入を進め、住民サービスの向上と事務の効率化に努めてまいります。

町税につきましては、法人関連では調定ベースで見る限り一時の低迷からやや回復の兆しが見えるものの、総じて町内の経済は依然厳しい状況であります。今後とも税収確保と滞納整理に努めてまいります。

更に、設立から4年目となります釧路・根室広域地方税滞納整理機構との連携強化により、今後とも滞納累積額の縮減を図ってまいります。

町職員の資質向上につきましては、職員数が減少していく中、現在の社会背景に即した研修を行ってまいります。

23年度予算でございますが、一般会計では、総額70億9千万円で前年度比11.9%の増、国民健康保険特別会計など特別会計では、老人保健特別会計を廃止する予定で23

年度から6会計となりますが、この合計では、97億6千462万9千円で、前年度比7.7%の増となっております。国から示された地方財政の見通しでは、歳出総額をほぼ前年度並みと見込んでいるのに対し、歳入では輸出企業の好況等により地方税収の増が見込まれております。このため、地方全体の地方交付税の見込額は、前年度比2.8%の増となっています。よって、本町にとりまして、歳入の多くを占めております、地方交付税は前年度並み程度と予想されるところであります。

現在の国の財政は、国債残高が過去最高を更新するなど一層厳しさを増している状況にあります。このため、消費税等の抜本的な税制改革を検討しており、この検討と合わせて地方交付税の在り方についての議論も行なわれる見込みであります。地方交付税を中心とする地方財政の将来見通しは不透明であり厳しい状況に変わりありません。

本町の財政状況は、行財政改革の努力が少しずつ実を結んできており、基金残高もここ数年若干持ち直し、また、国の臨時交付金を活用しての各種施策は地域経済や今後の財政運営にも好影響をもたらすものであると確信してはおります。

が、基金残高につきましては、まだまだ充分とは言えない状況にあります。

しかし、災害時や今後予定しております大型事業、老朽化した施設の更新や新たな賑わいを生む施策、経済の安定化、雇用対策など山積している課題に対しては、適切な財政投資も必要であると考えております。

これまでどおり、行財政改革に努めるとともに、併せて中長期的な展望に立ち、健全な財政運営を引き続き行ってまいります。

23年度は、特に前年度不振だった産業の活性化に力を注ぐため、限られた予算の中で最大限、町内経済の持続的発展や特徴的なまちづくりを推進するための予算を編成したところです。

以上、町政執行に対する基本方針と重要施策の概要を申し上げます。

引き続き厳しい経済情勢が続く中、心を明るく保ち町民一体となってその先にある明るい未来を切り開くことが大切であると考えます。第4次総合計画の最終年度にあたり、今一度本町を振り返り、他にはない特性を活かしたまちづくり

を積極的に進めることが第5次弟子屈町総合計画へつながるものと信じております。町内各団体や関係機関と連携しつつ節目の年と位置づけ、努力していく所存であります。

平成23年度の事業実施に向けて、町議会並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げ、私の町政執行方針といたします。